# 令和2年度東北地域農業特定技能協議会運営委員会

# 議事次第

開催日:令和2年7月27日(月)

※書面による開催

#### 議事

- 1 地域協議会の招集及び運営要領制定・変更その他地域協議会の 運営に関する重要事項の決定について
- 2 地域協議会の構成員に共有する情報の決定について
- 3 情報共有の方法や時期の決定について
- 4 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請 するかどうかの決定について

## 配付資料

- 資料1 地域協議会を招集及び運営要領制定・変更その他地域協議 会の運営に関する重要事項の決定について
- 資料2 地域協議会の構成員に共有する情報の決定について
- 資料3 情報共有の方法や時期の決定について
- 資料4 特定技能所属機関、登録支援機関等に対しアンケート 調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかど うかの決定について
- 参考資料 1-1 東北地域農業特定技能協議会運営委員会の 設置について
- 参考資料1-2 東北地域農業特定技能協議会の設置について
- 参考資料1-3 「東北地域農業特定技能協議会」規約
- 参考資料1-4 「東北地域農業特定技能協議会」運営要領
- 参考資料 2 地域協議会の特定技能所属機関の最新情報及び 登録支援機関の最新情報

### 議事1

地域協議会の招集及び運営要領の制定・変更その他地域協議会の 運営に関する重要事項の決定について

### 1 召集について

東北地域農業特定技能協議会の開催については、東北地域農業特定技能協議会運営委員会において「東北地域農業特定技能協議会」規約の変更、運営に関する特に重要な事項を協議する必要がある場合には、地域協議会を招集することを決定するとしている。

## 2 今年度の開催について

令和2年度東北地域農業特定技能協議会の開催については、「東北地域農業特定技能協議会」規約の変更が、東北地域の農業分野の特定技能所属機関の加入者追加のみで、運営に関する重要事項の取り決め、変更の決定がないことから招集はしない。

### 議事2

地域協議会の構成員に共有する情報の決定について

1 情報共有に関する情報の決定の考え方について

共有する情報については、管内の特定技能外国人の雇用状況、登録支援機関の最新情報及び出入国在留管理局、労働局からの特定技能外国人に関する在留資格の変更等の情報を速やかに情報提供する。

なお、外国人技能実習制度についても、本制度と密接な関係があることから、制度所管省庁から情報を入手し関係構成員に情報を共有するものとする。

- 2 情報共有する内容について
  - ・国別試験(農業技能実習)に関する情報(全国農業会議所)
  - ・登録支援機関に関する情報、不法就労防止に関する情報、 外国人材の受入れ及び支援に関する情報 (出入国在留管理庁)

- ・外国人の雇用に関する情報、外国人労働者の安全衛生に関する情報(厚生労働省)
- ・地域協議会への特定技能所属機関の加入状況、優良事例、その他情報(農林水産省)

## 【参考】これまでに情報共有した内容について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生に対する雇用維持支援について (出入国在留管理局)
- ・特定技能におけるタイ国籍の方々の受け入れ手続きについて (出入国在留管理局)
- 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組 〔他言語化版〕(出入国在留管理局)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難と なった技能実習生等の農業分野における情報提供について (全国農業会議所)
- ・国別試験情報(農業技能実習評価試験)について (全国農業会議所)
- ・農業労働力確保緊急支援事業について(農林水産省)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に対する農業者向け金融 支援策について(農林水産省)
- その他

# 議事3

情報共有の方法や時期の決定について

- 1 情報共有の方法について 共有方法については、メール及び郵送にて行う。
- 2 情報共有の時期について

時期については、事務局が出入国在留管理局、労働局及び経 営局就農・女性課等と相談のうえ速やかに共有する。

### 議事4

特定技能所属機関、登録支援機関等に対しアンケート調査、ヒア リング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定について

1 特定技能所属機関、登録支援機関等に対しアンケート調査、 ヒアリング、現地調査についての考え方について 調査等については、会員各位と相談のうえ実施する。 なお、アンケート調査、ヒアリング、現地調査を行った際 には、事務局が構成員に情報を提供する。

2 今年度の実施する内容について

特定技能所属機関等について、事務局が東北地域農業特定 技能協議会加入者の中から、現地調査を実施する予定。

#### 東北地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について

令和元年7月3日

#### 1. 目的

東北地域農業特定技能協議会規約第5条の規定を踏まえ、東北地域農業特定技能協議会(以下「地域協議会」という。)の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うため、東北地域農業特定技能協議会運営委員会(以下「地域運営委員会」という。)を設置する。

#### 2. 活動内容

- (1) 地域協議会を招集するかどうかの決定
- (2) 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
- (3) 情報共有の方法や時期の決定
- (4) 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、 ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
- (5) 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定

#### 3. 構成員

別紙のとおり

#### 4. 事務局

東北農政局経営·事業支援部経営支援課

### 5. 開催時期等

必要があるときに地域運営員会を開催(書面開催も可能)し、特に重要な事項 を協議する必要がある場合には、地域協議会を招集する。

#### 東北地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

#### 【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課 法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

# 東北地域農業特定技能協議会の設置について

令和元年7月3日

#### 1. 目的

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年12月25日閣議決定)及び「「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)を踏まえ、平成31年3月27日に全国段階の農業特定技能協議会の設置及び農業特定技能協議規約(以下、「規約」という。)が決定されたことを受け、規約第7条(地方協議会)に基づき、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずるため、東北地域農業特定技能協議会を設置する。

#### 2. 活動内容

東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有

- (1) 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- (2) 受入れに係る人権上の問題等への対応
- (3) 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- (4) 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援 (特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- (5) 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- (6) 人手不足の状況の把握及び分析
- (7) (6)を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過

しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及 び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等 を含む)

(8) 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

### 3. 構成員

東北各県農業会議、東北各県農業法人協会、東北各県農業協同組合中央会東北各県農林水産部、農業分野の特定技能所属機関等

### 4. 事務局

東北農政局経営·事業支援部経営支援課

東北地域農業特定技能協議会 令和元年7月3日

#### 「東北地域農業特定技能協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、東北地域農業特定技能協議会(以下「地域協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地域協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

- 第3条 地域協議会は、別紙1の構成員により組織する。
- 2 地域協議会の構成員は、地域協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他 の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 地域協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加 えることができる。

(活動)

第4条 地域協議会は、東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所 属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在 が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能 所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
- 八 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

- 第5条 地域協議会に地域運営委員会を設置し、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。
- 2 地域運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 地域協議会及び地域運営委員会の庶務は、農林水産省東北農政局経営・事業支援部 経営支援課において処理する。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域運営委員会が定める。

附則

この規約は、令和元年7月3日から施行する。

#### 東北地域農業特定技能協議会 構成員

#### 【東北地域の農業分野の特定技能所属機関】

別添、東北地域「農業特定技能協議会」加入者一覧表のとおり (令和2年7月8日現在、10機関)

#### 【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課

法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

#### 東北地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

#### 【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課 法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

#### 「東北地域農業特定技能協議会」運営要領

令和元年7月3日

東北地域農業特定技能協議会規約第7条の規定に基づき、東北地域農業特定技能協議会 (以下「地域協議会」という。)の組織及び運営に関し次のように定める。

(入会)

- 第1条 農業特定技能協議会の構成員である特定技能所属機関であって青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、又は福島県を住所とするものを、地域協議会の構成員とする。
- 第2条 地域協議会の構成員となろうとする東北地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を東北農政局に届け出なければならない。
  - 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類
- 2 東北農政局は、前項の届出により、当該団体が東北地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を地域協議会の構成員とするものとする。

(退会及び除名)

- 第3条 地域協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業特定技能協議会の構成 員でなくなったときは、地域協議会から退会したものとする。
- 第4条 第2条第2項の規定により地域協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を 東北農政局に届け出ることができる。
- 2 地域協議会は、第2条第2項の規定により地域協議会の構成員となっている団体が次の

各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が東北地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 東北地域農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する地域協議会に対する協力 を怠ったとき
- 三 地域協議会の運営を妨げる行為又は地域協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 東北農政局は、地域協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

#### (地域運営委員会)

- 第6条 地域運営委員会は、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の 運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。
  - 一 地域協議会を招集するかどうかの決定
  - 二 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
  - 三 情報共有の方法や時期の決定
  - 四 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
  - 五 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 東北農政局は、必要があるときに、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若 しくは電子メールを構成員に送付し、地域運営委員会を開催する。
- 3 東北農政局は、地域運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者 その他の地域運営委員会の構成員以外の者に地域運営委員会への出席を求めるものとす る。

#### (地域協議会の招集)

- 第7条 地域運営委員会は、看過しがたい偏在が生じており大都市圏での受入れの自粛を求める必要がある場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、地域協議会を招集するものとする。
- 2 地域運営委員会は、やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって地域協議会における協議に代えることができる。

#### (議事の公開等)

第8条 地域協議会及び地域運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事 要旨は、原則として公表する。

(その他)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、地域協議会及び地域運営委員会の組織及び運営に 関し必要な事項は、地域運営委員会において定める。

附則

この要領は、元年7月3日から施行する。

# 地域協議会の特定技能所属機関の最新情報及び登録支援機関の情報

# 東北地域農業特定技能協議会加入者一覧表

2020年7月15日現在

				2020   1 7 1 1 0 月 7 日 五
	加入年月日	都道府県名	種別	氏名 (名称)
1	令和2年1月21日	青森県	耕種	有限会社ありと農園
2	令和2年2月14日	青森県	畜産	有限会社みのる養豚
3	令和2年5月7日	青森県	耕種	沢田・兼美
4	令和2年6月17日	青森県	耕種	金崎 英世
5	令和2年6月17日	青森県	耕種	有限会社川俊商店
6	令和2年6月24日	青森県	耕種	有限会社マルショウ農園
7	令和2年1月6日	宮城県	耕種	株式会社野菜屋みやちゃん
8	令和元年12月26日	福島県	畜産	株式会社福島エンヤ
9	令和2年1月27日	福島県	畜産	有限会社酒井養鶏場
10	令和2年3月4日	福島県	畜産	有限会社松川養鶏
	-			

# 登録支援機関の情報

法務省の登録支援機関登録簿をご確認ください。

# 【法務省HP】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\_00205.html 2~0~2~0年 7~月 1~6 日現在 4~, 7~9 5 件登録

東北管内に事務所を置き、支援計画の作成等を行う登録支援機関は、 167機関あります。